

川崎市立西生田中学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称及び所在地)

本会は川崎市立西生田中学校 P T A と称し、事務所を川崎市立西生田中学校内に置く。

第 2 条 (目的)

本会は家庭と学校及び社会とが協力して、民主的教育の理解を深め、家庭教育を推進し、生徒の心身の健全な成長をはかりあわせて会員相互の教養の高め、親睦をはかる。

第 3 条 (会員)

会員は西生田中学校生徒の父母または保護者及び教職員とする。

第 2 章 方針及び事業

第 4 条 (方針)

本会は前章の目的にそって次の項目に定める方針に従って活動する。

1. 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動し、営利を目的としない。
2. 本会は生徒の福祉のため活動する他の社会団体及び機関と協力するがその運営については他のいかなる団体の干渉も受けない。
3. 本会は学校の管理や人事に干渉しない。
4. 本会は特定の政党や宗教にかたよらない。

第 5 条 (事業)

本会は第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 民主的教育の推進と、その具体化をはかるために必要な事項。
2. 教育的環境の整備をはかり、福祉を増進するために必要な事項。
3. 学区内における社会教育の振興をはかるために必要な事項。
4. 会員の教養を高め、親睦をはかるために必要な事項。
5. その他前条の目的を達成するために必要な事項。

第 3 章 機 関

第 6 条 (構成)

本会は前条の目的を達成するために次の機関を置く。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 代表委員会
4. 特別委員会

第7条 (総会)

1. 総会は全会員をもって構成する最高の決議機関である。
2. 定期総会は年度当初会長が招集し、必要があるときは臨時総会を開くことができる。
3. 総会は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席の過半数をもって決定する。
4. 総会の議長及び書記は、役員、会計監査、代表委員を除く会員の中から、その都度選出する。
5. 総会では、次の事項を審議決定する。
 - ア. 事業報告と決算及び会計監査報告
 - イ. 事業計画と予算
 - ウ. 役員及び会計監査の承認
 - エ. 規約の改正
 - オ. 会費の改正
 - カ. その他

第8条 (役員)

役員会は、役員及び校長をもって構成し会務を執行する。

第9条 (代表委員会)

代表委員会の組織並びに任務は次の通りとする。

1. 代表委員会は総会に次ぐ決定機関で、役員、代表委員及び校長をもって構成する。ただし、特別委員会が設置された場合はその委員会の代表も加えて組織の運営にあたる。
2. 代表委員会は次の任務を行う。
 - ア. 総会に提出する議案の作成
 - イ. 総会で委任された事項
 - ウ. 代表委員会の事業計画の審議
 - エ. 委員会及び細則の制定並びに改廃
 - オ. 定例会は月1回とし、必要に応じて会長が招集することができる。
 - カ. その他 必要な事項

第10条 (特別委員会)

1. 特別委員会は、組織の事業に必要が生じた場合代表委員会で開設承認の上活動する。
2. 特別委員会は、代表を選出する。

第4章 役員

第11条 (定数)

本会は次の役員及び会計監査をおく。

1. 会長 1名 (父母)
2. 副会長 2名 (父母)
3. 会計 3名 (父母2, 教師1)
4. 書記 3名 (父母2, 教師1)
5. 会計監査 2名 (父母)

但し副会長は必要に応じて増員することができる。

第12条 (任期)

1. 役員及び会計監査の任期は1年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 役員及び会計監査に欠員が生じた場合は、代表委員会において審議決定する。

第13条 (任務)

役員及び会計監査の任務を次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代理する。
3. 会計は会計事務を処理し、会計監査を経て必要に応じて会計報告をする。
4. 書記は役員会、代表委員会の記録並びに本会の活動に関する主要事項を記録し保管する。
5. 会計監査は随時会計の監査を行う。

第14条 (役員及び会計監査の選出)

役員及び会計監査の選出に関する事項は次の通りとする。

1. 役員及び会計監査は総会または承認票において役員候補者推薦委員会 (以下推薦委員会という) の推薦する者の中から選出する。
2. 推薦委員の構成は次のとおりとする。
 - ア 代表委員代表
 - イ 教職員代表

第5章 代表委員会

第15条 (選出及び任期)

1. 代表委員会の委員は、学級より選出する。
2. 代表委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第16条 (任務)

代表委員の任務は次の通りとする。

1. 各学級と委員会のパイプ役として、学級内の諸問題の解決に協力する。
2. 生徒、会員の親睦をはかるための事業を行う。
3. 学校並びにPTAの活動状況を広く伝達し、会員意識の昂揚をはかる。
4. 学校や地域における生活環境改善のための事業を行う。

具体的な活動内容については、その年度毎に、会員の意志が会の運営に生かせるよう委員会において審議決定する。

第6章 会 計

第17条 (経費)

本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。

第18条 (会費)

本会は会員月額350円とし、生徒、1名増すごとに175円加算する。

第19条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 (予算及び決算)

本会の予算及び決算は定期総会に提出する。

第7章 付 則

第21条

本会の規約は総会において改正することができる。

第22条

この規約は昭和45年5月11日より実施する。

1. この規約は昭和53年5月9日1部(第18条・会費)改正し同日より実施する。
2. この規約は昭和58年4月4日28日1部(第18条・会費)改正し同日より実施する。
3. この規約は昭和61年5月12日1部(第18条・会費)改正し同日より実施する。
4. この規約は平成2年5月14日1部(第15条・委員の選出、第18条・会費)改正し同日より実施する。
5. この規約は平成8年3月2日1部(第2章・機関、第4章・役員、第5章・代表委員会)改正し同日より実施する。
6. この規約は平成17年5月18日(第4章・役員及び会計監査の選出)改正し同日より実施する。